平成２４年（フ）第１２０８号
埼玉県さいたま市浦和区東仲町15番８号　グリーンスクエア402号室
破産者　益大有限会社
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７７５号
東京都新宿区西新宿３丁目７番26号　ハイネスロワイヤル501
破産者　株式会社ヴィヴァンテ
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７９７号
埼玉県春日部市東中野677番地１
破産者　有限会社栗俣鉄筋
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５５８号
埼玉県日高市武蔵台３丁目25―６
破産者　小林　和美
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８２７号
埼玉県戸田市本町３丁目14―11―106
破産者　荒木　義一
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８２９号
東京都豊島区池袋３丁目34―12
破産者　市川　和雄
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５９３号
東京都板橋区大山金井町52―８―501
破産者　羽根石伸一
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８９４号
東京都足立区西新井本町４丁目14―Ｃ９―404
破産者　河村　喜由
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８９５号
埼玉県志木市下宗岡３丁目８―39
破産者　堀　　静花
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９５７号
東京都大田区東六郷１丁目１―10―103
破産者　高橋　雅和
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０４７号
東京都中野区中央３丁目40―６―５―302
破産者　上村　一幸
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５８１号
東京都板橋区高島平２丁目21―１―503
破産者　若杉　直幸
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６９５号
埼玉県越谷市大字袋山2005番地８
破産者　合資会社阿部設備
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６９６号
埼玉県草加市谷塚１丁目16―３
破産者　阿部　秀高
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６９７号
埼玉県草加市谷塚１丁目16―３
破産者　阿部　節子
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９７６号
東京都新宿区大久保１丁目16番22号
破産者　有限会社巨木
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９７７号
東京都新宿区西早稲田２丁目20―１―201
破産者　木村保行こと　金　　鍾任
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０００号
埼玉県戸田市上戸田１丁目13―15―206
破産者　平塚　光明
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０９７号
東京都世田谷区下馬２―21―11　特別養護老人ホームフレンズホーム、住民票上の住所東京都世田谷区豪徳寺１丁目９番11号　ハイム小川101
破産者　五島　敏榮
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３１７号
埼玉県さいたま市緑区大字中尾974―９―201
破産者　野尻　祐一
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３９９号
千葉県千葉市花見川区花見川９―19―202
破産者　村山志保子
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部